

法定刑の引上げと量刑

—罰金額等の引上げ（平成3年）における 統計データから見た科刑状況の変化とその検討—

小島 透

岡山理科大学工学部応用化学科

(2003年11月7日 受理)

1 はじめに

法定刑—すなわち各刑罰規定において定められた刑—がいかに設定されるべきであるかは、刑事政策上きわめて重要な問題である。このため、法定刑の変更、特にその引上げについては、立法関係者および刑事法の専門家はもちろんのこと、時として社会全体を巻き込む程の大きな議論を引き起こす。このような例として、近時においては、平成13年の道路交通法の改正による罰則の引上げ⁽¹⁾を挙げることができる。また、同じく平成13年の危険運転致死傷罪の新設⁽²⁾も、その実質は悪質な自動車運転に係る業務上過失致死傷罪の法定刑の引上げであると同らえることができる⁽³⁾。

法定刑の引上げが議論の場に挙がるとき、そこでは、刑罰の意義や刑罰の持つ抑止力・一般予防効果等、論者の持つ刑罰観（刑罰の目的・機能に対する考え方）を背景にして、その引上げの是非についてさまざまな視点から議論が交わされることになる。そして、法定刑引上げの必要性を検討するための一つの資料として、現実の裁判において宣告されている刑の分布状況（以下、「科刑状況」とよぶこととする）を表す統計データ（およびその分析結果）が用いられることも少なくない。そこでは、例えば、法定刑引上げを主張する側からは、現行の法定刑では現実の事例に対応できなくなっている旨の主張を裏付けるために、統計データを用いて現実の科刑が法定刑の上限に集中している状況等の説明が行われる。もちろん、データをどのように読み取るのかは決して一義的に定まるものではなく、論者によって異なる解釈が成り立ちうるが、このような資料が提出されること自体は、議論を深めるためにも非常に有意義なことである。

ところが、このような統計データを用いた検討は、法定刑引上げの是非に関して議論の場に登場することはあっても、いったん法定刑引上げのための刑罰法規改正が成立した後は、ほとんど（少なくとも公式には）見受けられない。確かに、引上げを行うか否かを決定する段階においては、引上げの必要性について活発な議論が行われ、それに伴って統計データを用いた検討に重要な役割が与えられることは否定できない。しかしながら、法定刑の引上げについては、引上げが必要か否かという事前の検討のみならず、法定刑の引上げによって意図した科刑状況の変化が認められるのか、さらには、その引上げが適切であったのか等、法定刑引上げに関する事後的な検証が必要不可欠であると考えられる。そして、統計データを用いた検討は、そのような事後的な検証においても、重要な役割を担うべきである。

そこで、本稿では、平成3年に行われた罰金額等の引上げ⁽⁴⁾を取り上げ、統計データを用いて法定刑引上げの前後における科刑状況の変化を明らかにして、法定刑の引上げの必要性を再度検討するとともに、法定刑引上げによる科刑状況の変化を分析することによって、法定刑引上げが科刑状況にどのような影響を与えたのか、そして法定刑引上げは適切に行われたのか否かについて、検証を行いたいと思う⁽⁵⁾。

なお、本稿では、検証のためのデータとして、司法統計年報（一部については、検察統計年報を利用）に記載された統計データを利用することとした。これは、次のような理由による。すなわち、科刑状況をより正確に分析するためには、司法統計年報よりも詳しい資料、例えば、実際の裁判資料を用いる方がより適当であろう。しかしながら、これら一つひとつに当たっていくには相当な労力と時間が必要であり、データを収集するだけでもかなりの期間を要する。そこで、本稿では、先に述べたような検証の実施と同時に、こ

のような検証を比較的迅速に行うことができる一つの手段を提案してみたいと思う。そのために、基本的には誰もが利用可能で、かつ、入手が容易な資料にその利用を限定して、そして、その上でどの程度の検証が可能となるのかを確認してみたい。換言すれば、本稿は、より低いコストで可能な限り高いベネフィットが得られるような「手軽な手段」の確立、という課題を追求しようとするものでもある。

2 法定刑引上げの二つの類型

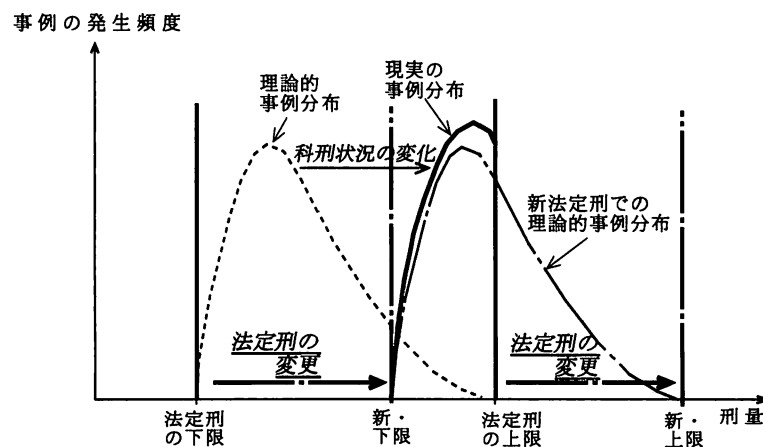
(1) 現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる場合

法定刑の引上げには、引上げの目的に応じて、二つの類型を考えることができる。そこで、具体的な検証作業に先立ち、法定刑の引上げに関するこれらの類型について、その性質等を検討しておくこととする。

まず、法定刑引上げの第一の類型として、現実の科刑状況が社会情勢の変化等の要因で法定刑（あるいは処断刑⁶⁾、以下処断刑を含めて考える場合も単に「法定刑」と記す）の上限に極端に近づき、現行の法定刑では適切な量刑が不可能となった場合に、立法により現実の科刑状況に合わせて法定刑を変更する場合（図 1）を考えることができる。平成 3 年の罰金額等の引上げは、金銭価値の低下によって従来の法定刑では適切な罰金・科料の額を言い渡すことができないとして行われたものであり、この類型の典型である。

この類型における法定刑の引上げを図 1 において説明する。まず、刑の大きさ（自由刑における年月、財産刑における金額）すなわち「刑量」と、その刑量において実際に裁判で宣告された事例の「発生頻度」によって形成される分布を「事例分布」とよぶとすると、本来この事例分布は中間に山の頂点を持ちつつ下限から上限にわたって幅広く分布するはずである⁷⁾。しかしながら、このような理論的に想定される事例分布（「理論的事例分布」とよぶことにする。図 1 では、破線の曲線）にかつてはほぼ一致した、あるいは、近い分布状態であった事例分布（現実の事例分布、以下同じ）は、経済状況の変化等によって次第に法定刑の上限方向に移動し始める。そして、事例分布は、ついに法定刑の上限付近に集中することになる（図 1：実線の曲線）。これが、いわゆる「頭打ち現象」である。このような状況に至ると、事例の軽重に応じた量の刑罰を科すために一定の幅を持たせている法定刑の趣旨は活かされなくなり、適切な量刑は不可能になる。そこで、刑罰法規の改正により、法定刑の下限・上限（図 1：実線の縦直線）を刑量軸の上方（図 1：右方向）に移動させ、現実の事例分布と新しい法定刑における理論的事例分布（図 1：一点鎖線の曲線）が近づくように、新法定刑の下限・上限（図 1：一点鎖線の縦直線）を設定するのである。この類型は、経済状況の変化等、量刑を取り巻く状況の変化をまず裁判官が量刑実務（裁判実務）に取り込み、そしてこのような量刑実務の態度を立法が確認・肯定するものであり、司法に立法が追随するものであるといえる⁸⁾。

図 1 事例分布と法定刑の変更－1



この類型の場合には、統計データによって、法定刑引上げ前において上述のような事例分布の上限への偏りが存在するの否か、より具体的には、法定刑の下限域での事例の消滅、事例分布の最頻出部（山の頂点が存在する階級）の上限方向への移動、そして、上限域での事例の集中すなわち「頭打ち現象」が確認されるか否か⁹⁾が、法定刑引上げの必要性を判断する基準になると考えられる。また、法定刑引上げ後においては、新しい法定刑の枠が現実の科刑状況を適切に押さえられているか否か、より具体的には、新たな法定刑

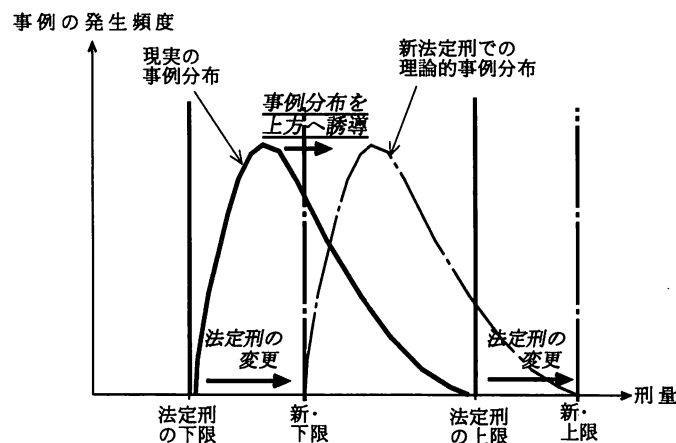
の枠において、法定刑引上げ後の事例分布が下限あるいは上限のいずれにも偏ることがなく、法定刑の枠の中央付近に事例分布の最頻出部が存在するか否かが、法定刑引上げの妥当性を判断する基準になる。

(2) 法定刑の変更によって現実の科刑状況を変えようとする場合

(1)に対する第二の類型として、裁判実務上は従来の法定刑の枠内で適切に量刑を行っているところ、ある種の犯罪の多発化・悪質化の状況に対応する等の理由からその犯罪に対する厳罰化を行うなど、立法が、法定刑を引き上げることによって、現実の科刑状況を上方（重罰化の方向）に向けて誘導しようとする場合（図 2）を考えることができる。はじめに述べた、平成 13 年の道路交通法の改正や危険運転致死傷罪の新設における悪質な交通事犯に対する厳罰化が、この類型にあたると考えられる。

この類型では、事例分布（図 2 では、実線の曲線）は従来の法定刑の範囲内で適切な分布を示しており、(1)の類型のような意味での法定刑の変更は、何ら必要とされていない。しかし、立法によって、刑事政策的な価値判断がなされ、事例分布が上方（図 2：右方向）に移動するように、法定刑の下限・上限を上方に移動させるのである。いわば、司法に対して立法が先行する類型である。

図 2 事例分布と法定刑の変更 - 2



この類型においては、(1)の類型とは異なり、法定刑引上げの必要性は現実の科刑状況とは異なる次元から主張されるのであり、法定刑引上げ前における量刑は従来の法定刑の枠内において適切になされている。したがって、法定刑引上げの必要性が科刑状況に現れることはなく、統計データによる事例分布からは法定刑引上げの必要性を検査することは困難である。これに対して、法定刑引上げ後における事例分布においては、立法が意図したとおりに裁判実務が動いているのか否かを判断することが可能である。そして、仮に、意図したとおりに裁判実務が動いていない場合には、裁判実務の在り方に問題があるのか、あるいは、法定刑の引上げそのものに問題があるのか、という次の議論へ進むことが可能となる。量刑に関して立法と司法（裁判実務）は分業的協働作業の関係にある⁽¹⁰⁾とされるが、このような場合には、法定刑をめぐって量刑における立法と司法との関係があらためて議論されなければならない。法定刑引上げ後の科刑状況の検討は、このような議論の端緒となりうるのである。

以上のように、法定刑の引上げには二つの類型があることを確認した。そして、これら二つの類型は、法定刑引上げに関する検討において、それぞれ異なる評価の基準・検討の視座を与えることになるのである。したがって、検討対象となる法定刑引上げの事案がいずれの類型に属するのかを区別することは、評価の基準・検討の視座を明確にするためにも重要となるのである。

それでは、以下において、平成 3 年の罰金額等の引上げについて具体的に検討していくこととする。

3 罰金額等の引上げ（平成3年）

(1) 法定刑引上げの背景・目的

現行刑法の施行（明治 41 年 10 月 1 日）以後の罰金・科料に関する主な改正としては、まず、昭和 16 年と昭和 22 年の 2 回にわたって、刑法各本条に定められている罰金・科料のうちで特に必要性が高いものに

限って個別的に上限の引上げがなされた。続いて、昭和 23 年には、戦後のインフレーションによる貨幣価値の暴落に対応するために罰金等臨時措置法を制定することにより、さらに、昭和 47 年には、その後の経済状況の変化に対応するために罰金等臨時措置法を改正することにより、刑法その他の刑罰法規に定められた罰金・科料の額が全面的に引き上げられている⁽¹¹⁾。

しかし、経済状況の変化は昭和 47 年の改正以降もさらに続き、昭和 48 年から昭和 62 年までの間に消費者物価指数は約 2.2 倍、労働者賃金指数は約 2.7 倍となり、また、昭和 48 年から昭和 61 年までの間に国民所得額も約 2.5 倍に上昇した⁽¹²⁾。そして、この間に適正な改正措置がとられてこなかったため、一部の罪については「頭打ち現象」ないしはこれに準ずる事態が生じるようになり、その結果、適正な科刑の実現が困難な状況になっている⁽¹³⁾等の問題点が指摘されるに至った⁽¹⁴⁾。そこで、昭和 47 年以降の経済事情の変動にあわせて、刑法の罪を中心に罰金・科料の額の引上げを図り、かつ、これに関連する手続的な手当をする⁽¹⁵⁾ために、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 31 号）が、平成 3 年（1991 年）4 月 17 日に公布、同年 5 月 7 日から施行されたのである。

(2) 改正の内容

平成 3 年の改正により、① 罰金の寡額が 4 千円から 1 万円に、科料の金額が「20 円以上 4 千円未満」から「千円以上 1 万円未満」に引き上げられ、② 刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪に定める罰金の多額については、原則 2.5 倍の引上げとし、ただし、多額がもともと低すぎる一部の罪に関しては、多額の最下限が 10 万円まで引き上げられて「1 万円」と「2 万円」のグループが「10 万円」に、「4 万円」と「6 万円」のグループが「20 万円」に、そして「10 万円」が「30 万円」にそれぞれ引き上げられ、この結果、罰金多額のランクは従来の 9 段階から 7 段階となった。また、③ その他の罪で罰金多額が 2 万円に満たないものについては一律にこれを 2 万円に、罰金寡額が 1 万円に満たないものについては 1 万円に引き上げられ、さらに、④ 罰金の執行猶予の限度額が 20 万円から 50 万円に、⑤ 刑事訴訟法における罰則の罰金・過料の多額が、8,000 円および 5,000 円からすべて 10 万円に引き上げられたほか、勾留・逮捕の限界罰金額、出頭義務・出頭免除の限界罰金額、略式命令の限度額、交通事件即決裁判の限度額、命令および条例の罰金の最高限度額の引上げが行われた⁽¹⁶⁾。

以上のような経緯から、本改正は、前述の法定刑引上げの二つの類型（2(1), (2)）のうち、(1)の「現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる場合」に該当すると考えられる。したがって、以下では、とりあえずこの類型を前提にして⁽¹⁷⁾、法定刑引上げの必要性および妥当性について検討してみたいと思う。

4 罰金額等の引上げと科刑状況

(1) 検証の方法および基準

本稿では、通常第一審（地方裁判所・簡易裁判所）および略式手続（簡易裁判所）において言い渡された罰金・科料のうち、刑法に規定された罪によるものを対象として、これらの罪によって科された罰金・科料に関して罪名別・金額別に分類したデータを司法統計年報から抽出し⁽¹⁸⁾、昭和 50 年から平成 10 年までの各年ごとに⁽¹⁹⁾、金額区分を階級とする度数分布を表すグラフ（ヒストグラム）を作成した⁽²⁰⁾。そして、法定刑の下限および上限、ならびに、上限と下限で限定される法定刑枠の中央の値（以下、「中央値」という）を基準の値にして、2(1)に示したような二つの論点について、すなわち、i) 法定刑引上げの必要性については、改正前の事例分布において、法定刑の下限域での事例の消滅、最頻出部の上限方向への移動、上限域での事例の集中いわゆる「頭打ち現象」が確認されるか否か、また、ii) 法定刑引上げの妥当性については、新たな法定刑の枠において、法定刑引上げ後の事例分布が下限あるいは上限のいずれにも偏ることなく、法定刑枠の中央値付近に最頻出部が存在するか否か、を検討することとした⁽²¹⁾。

ところで、法定刑枠の「中央値」については、下限と上限の平均（単純平均）の値として考えることができる。この場合には、中央値は、式 1 によって求められることになる。

$$m_c = (m_L + m_U) / 2 \quad \text{式 1}$$

m_c : 中央値（平均値）
 m_L : 法定刑の下限の値
 m_U : 法定刑の上限の値

一方、これとは別に、量刑における法定刑あるいはこれに加重減軽を加えた刑罰枠（処断刑）を一つの評

価座標と考え、かつ、人間の感覚を比較的正確に表現できる関数として「対数関数」に着目し、刑罰に対する人間の感覚を考慮して、刑罰枠の評価座標としてはこの対数関数を採用すべきである、という考えも存在する⁽²²⁾。この考えにしたがえば、法定刑枠の中央値は、対数座標上における平均値として、式 2 によって求められることになる⁽²³⁾。

$$m_M = \sqrt{m_L \cdot m_U} \quad \text{式 2}$$

m_M : 中央値 (対数座標における平均値)

m_L : 法定刑の下限の値

m_U : 法定刑の上限の値

さらに、この式を現実の法定刑に適用するために、法定刑の下限に相当する犯罪の重大さを 0、上限に相当する重大さを 1 として正規化する。このとき、対数座標上では、法定刑の下限は 1、上限は 10 となる。そして、この上限と下限を用いて対数座標上における中央値を計算すると、中央値は下限から 24.0253 % のところに位置することになる⁽²⁴⁾。したがって、正規化された対数座標を適用する場合の中央値は、式 3 によって求められる値になる。

$$m_M = m_L + (m_U - m_L) \cdot 0.240253 \quad \text{式 3}$$

m_M : 中央値

m_L : 法定刑の下限の値

m_U : 法定刑の上限の値

そこで、本稿においては、以上のような二つの立場が存在することを考慮して、とりあえず、法定刑枠の「中央値」としては、式 1 によって求められる単純平均による値と、式 3 によって求められる対数座標 (正規化された対数座標) による値の二つを併記することとした。

なお、罰金額の多寡によって、その科刑状況も異なる様相を示す。そのため、本稿では、検討の対象となる罪を、低額群 (罰金多額が、改正後 20 万円以下 (改正前 6 万円以下) のもの)、中額群 (同じく、改正後 30 万円 (改正前 10 万円) のもの)、高額群 (同じく、改正後 50 万円 (改正前 20 万円) のもの)、超高額群 (同じく、改正後 50 万円を超える (改正前 20 万円を超える) もの) に分けて⁽²⁵⁾検討をすすめることとした。

(2) 低額群における科刑状況の変化

① 犯人蔵匿

低額群に属する罪のうち、まず、犯人蔵匿 (刑法 103 条) について検討する。犯人蔵匿における昭和 50 年から平成 10 年までの各年ごとの科刑状況を、図 3 に示す。

(a) 法定刑引上げの必要性

平成 3 年改正前における犯人蔵匿の財産刑は、罰金として、4 万円以下 (本条により 200 円以下、罰金等臨時措置法により 200 倍) が定められている。そして、罰金寡額が 4 千円以上 (刑法 15 条により 20 円以上、罰金等臨時措置法により 200 倍) であることから、法定刑の下限は 4 千円、上限は 4 万円となる。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均による場合で 22,000 円、対数座標 (正規化された対数座標) による場合で 12,649 円となる。

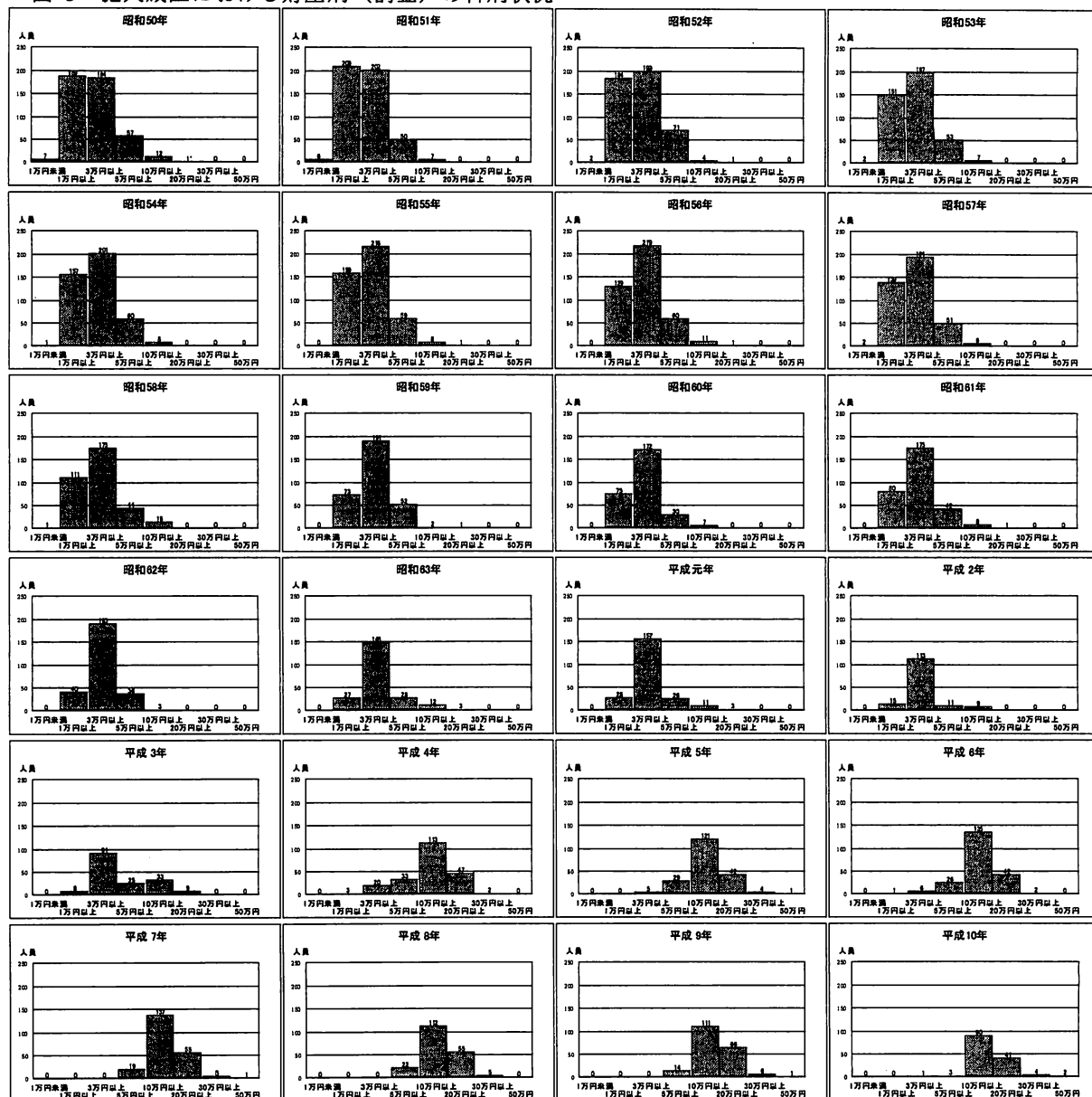
図 3 において、まず、法定刑の下限域すなわち「1 万円未満」の階級の事例数 (人員数、以下同) は、昭和 50 年からわずかな状態が続き、昭和 59 年以降は 0 である。また、「1 万円以上 (3 万円未満)」の階級の事例数は、昭和 52 年以降減少を続け、昭和 62 年以降極端に少なくなる。これに伴い、事例分布の最頻出部は、昭和 50 年、51 年では「1 万円以上 (3 万円未満)」の階級に位置していたが、昭和 52 年からは「3 万円以上 (5 万円未満)」の階級に移動して、改正直前までこの階級に位置し続ける。そして、この「3 万円以上 (5 万円未満)」の階級は法定刑の上限が位置する階級でもあり、この階級に事例分布の最頻出部が位置しているということは、事例が上限域に集中していることを意味するものである。

このように、犯人蔵匿における科刑状況については、法定刑の下限域での事例の消滅、最頻出部の上限方向への移動、上限域での事例の集中いわゆる「頭打ち現象」が認められる。したがって、犯人蔵匿における平成 3 年の法定刑引上げについては、その必要性が認められるものと考えられる。

(b) 法定刑引上げの妥当性

平成3年の改正によって、犯人蔵匿の罰金の法定刑は、本条により20万円以下、刑法15条により1万円以上と変更され、法定刑の下限は1万円、上限20万円となる。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で105,000円、対数座標（正規化された対数座標）で55,648円となる。

図3 犯人蔵匿における財産刑（罰金）の科刑状況



また、改正直後においては、移行期、すなわち、改正前の法定刑にもとづいて処理される事例と改正後の法定刑にもとづいて処理される事例とが混在する時期を考えなければならない。そして、この移行期は、改正前の法定刑によって処理される事例が裁判上から存在しなくなることによって終了するのであり、その終了の時期は、理論的には公訴時効と審理期間の合計によって決定されることになる。犯人蔵匿の場合には、まず、刑事訴訟法250条により公訴時効は3年である。国外逃亡等により時効が停止する場合（刑法255条）も考えられるが、きわめて稀であろう。また、平成6年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が6月以内のものは全体の93%、1年以内のものは98%（平成3年では、6月以内のものが100%）である⁽²⁶⁾。したがって、平成7年には移行期がほぼ終了している、と考えても差し支えはないものと思われる。また、図3により現実の科刑状況からも、平成7年には移行期がほぼ終了していることがうかがわれる。

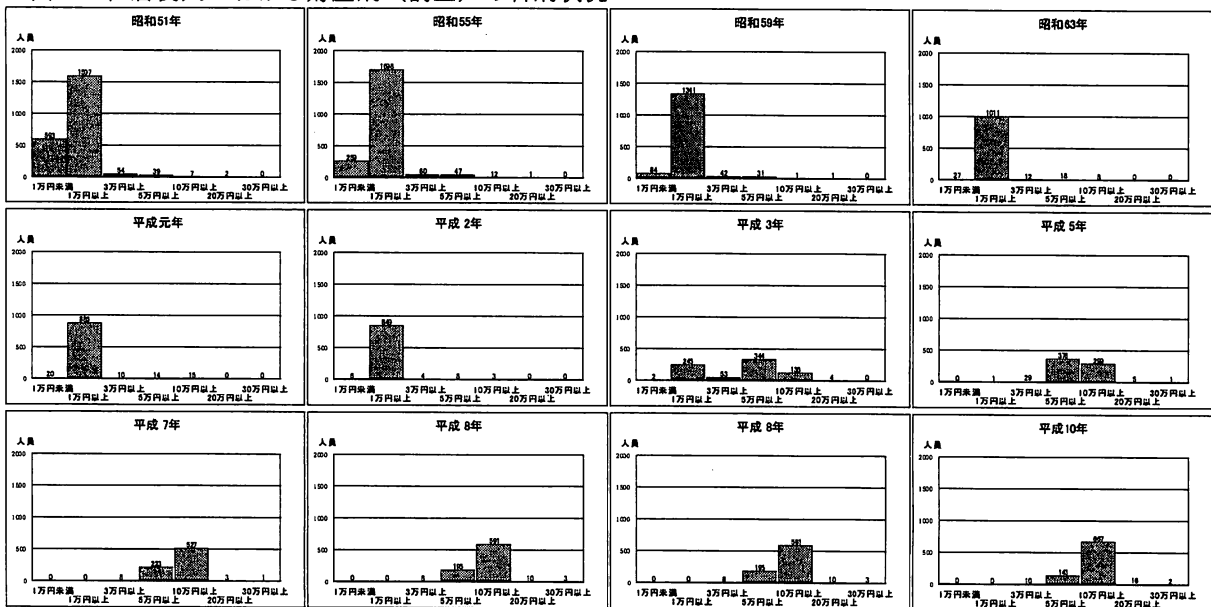
そこで、本稿では、改正後の科刑状況を平成7年以降のグラフによって判断することとする。

図3の平成7年以降のグラフにおいて、まず、事例分布の最頻出部は、単純平均による中央値が位置する階級と同じ「10万円以上（20万円未満）」の階級に位置している。また、最頻出部から上限方向に向かって、この最頻出部を中心とするいわゆる「分布の山」を形成している。しかしながら、上限域では、法定刑の上限が位置する「20万円以上（30万円未満）」の階級の事例数が相対的に多いということが出来る。また、下限域では、「1万円以上（3万円未満）」に加え「3万円以上（5万円未満）」の各階級における事例は、ほとんど存在しない。また、「5万円以上（10万円未満）」の階級の実例数も、平成8年以降減少を続けている。このように、改正後においても、事例分布はかなりの程度で上限方向に偏っているのである。したがって、データから見る限り、犯人蔵匿における改正後の法定刑については、量刑実務に対して全体として低すぎる下限・上限が設定されていると判断することができる。

② 住居侵入

次に、同じく低額群に属するの罪のうち、住居侵入（刑法130条）について検討する。住居侵入の科刑状況を、図4に示す。なお、以下では、紙数の制約から年ごとのグラフを必要な限度で抜粋して掲載することとする（検討そのものは、昭和50年から平成10年までのデータにもとづいて行った）。また、遺失物横領（刑法254条）については、住居侵入とほぼ同様の科刑状況を示すので、説明を省略する⁽²⁷⁾。

図4 住居侵入における財産刑（罰金）の科刑状況



(a) 法定刑引上げの必要性

住居侵入の財産刑には罰金が定められており、平成3年改正前において、その法定刑の下限は4千円、上限は1万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で7,000円、対数座標（正規化された対数座標）で5,442円となる。

図4において、法定刑の下限域すなわち「1万円未満」の階級の実例数は、昭和50年から減少していき、昭和57年には「1万円以上（3万円未満）」の階級の1/10以下にまで減少、さらにその後も減少を続ける。また、事例分布の最頻出部は、終始、法定刑の上限が位置する階級と同じ「1万円以上（3万円未満）」の階級に位置しており、事例はこの階級に集中していく。これは、昭和50年の時点ですでに「頭打ち現象」あるいはそれに近い状態にあり、さらに、改正直前には明確な「頭打ち現象」にあることを示すものである。したがって、住居侵入における平成3年の法定刑引上げについては、その必要性が認められると考えられる。

(b) 法定刑引上げの妥当性

平成3年改正後における住居侵入の罰金の法定刑は、下限が1万円、上限10万円である。また、この法

定刑枠の中央値は、単純平均で 55,000 円、対数座標（正規化された対数座標）で 31,623 円となる。さらに、犯人蔵匿の場合と同様に移行期を考えると、公訴時効は 3 年、審理期間については、平成 6 年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が 6 月以内のものは 98 %、1 年以内のものは 99 %（平成 3 年では、6 月以内のものが 97 %、1 年以内のものが 99 %）である。また、図 4 の科刑状況からも、平成 6 年には移行期がほぼ終了していることがうかがわれる。したがって、改正後の科刑状況を、平成 7 年以降のグラフによって検討することとする。

図 4 の平成 7 年以降のグラフにおいて、まず、事例分布の最頻出部は、中央値が位置する階級ではなく、上限が位置する階級と同じ「10 万円以上（20 万円未満）」に位置している。また、「10 万円以上（20 万円未満）」の階級の事例数が増加しているのに対して、「5 万円以上（10 万円未満）」の階級の事例数は減少している。いわゆる「頭打ち現象」は、すでに始まっていると考えられる。したがって、データから見る限り、住居侵入における改正後の法定刑については、現実の量刑実務を適切に捉えられておらず、上限・下限ともに低すぎる値が設定されていると判断することができるのである。

なお、下限域については、犯人蔵匿および住居侵入に限らず本稿で検討したすべてに罪において、「3 万円以上（5 万円未満）」およびそれより下の階級の事例数は、改正後にはほんのわずかな数しか存在していない。量刑実務を法定刑改正に反映すべきであるという考えにしたがうのであれば、科料および低額の罰金（5 万円未満）の是非を検討すべきであろう。

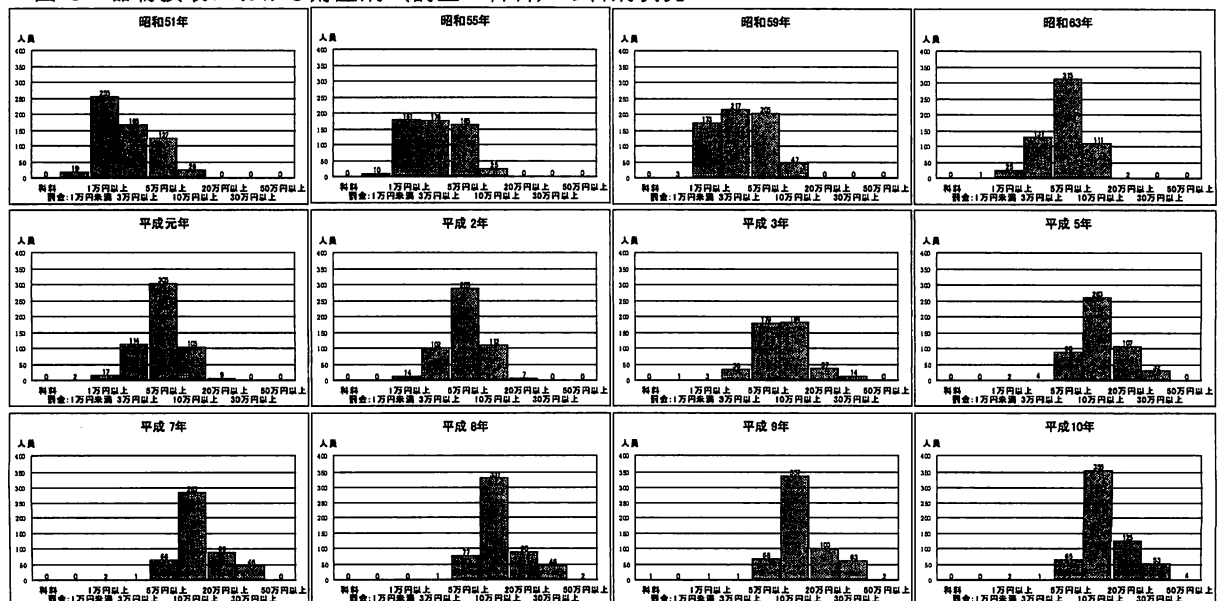
(3) 中額群における科刑状況の変化

① 器物損壊（毀棄、器物毀棄）

中額群に属する罪、すなわち罰金の多額が 30 万円（改正前 10 万円）の罪のうち、まず、器物損壊（刑法 261 条）について検討する。器物損壊における科刑状況を、図 5 に示す。

なお、過失往来危険（刑法 129 条 1 項）、公然猥褻（刑法 174 条）、傷害（刑法 204 条）および暴行（刑法 208 条）については、器物損壊とほぼ同様の科刑状況を示すので、説明を省略する。ただし、過失往来危険と傷害（傷害については、移行期に関して公訴時効が 7 年である点に注意を要する）については、改正前において事例分布が比較的早い時期に上限方向へ移動していること、また、改正後の事例分布の山がわずかながら上限方向に偏っていることが、器物損壊等の場合とは異なる。

図 5 器物損壊における財産刑（罰金・科料）の科刑状況



(a) 法定刑引上げの必要性

器物損壊の財産刑には罰金および科料が定められており、平成 3 年改正前における財産刑全体を通した法定刑の下限は 20 円（「科料」の階級に含まれる）、上限は 10 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、

単純平均で 50,010 円、対数座標（正規化された対数座標）で 24,040 円となる。

図 5 において、まず、法定刑の下限域では、「科料」の階級の事例は昭和 50 年以降ほとんど存在せず、また、「1 万円未満」の階級の事例は、昭和 50 年にはわずかながら存在していたものの、それも次第に減少を続け、昭和 60 年以降はほとんど存在しない状態が続いている。これと反対に、上限域では、法定刑の上限が位置する「10 万円以上（20 万円未満）」の階級の事例数が、昭和 50 年以降増加を続けている。また、事例分布の最頻出部は、昭和 50 年から 53 年までは「1 万円以上（3 万円未満）」の階級に位置し、対数座標における中央値と同じ階級にあるが、昭和 54 年からは次第に上限方向に移動していき、昭和 60 年以降からは「5 万円以上（10 万円未満）」の階級に位置するようになる。また、平成元年、平成 2 年の事例分布からは、「頭打ち現象」を認めるまでには至らないが、事例分布がかなりの程度で上限に近接していると判断することができる。したがって、器物損壊における平成 3 年の法定刑引上げについては、少額群に属する罪に比べて低いものの、その必要性を認めることは可能である。

(b) 法定刑引上げの妥当性

平成 3 年改正後における器物損壊の財産刑全体（罰金および科料）を通じた法定刑の下限は千円（「科料」の階級に含まれる）、上限は 30 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 150,500 円、対数座標（正規化された対数座標）で 72,836 円となる。さらに、移行期に関しては、公訴時効は 3 年、審理期間については、平成 6 年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が 6 月以内のものは 96 %、1 年以内のものは 99 %（平成 3 年では、6 月以内のものが 97 %、1 年以内のものが 99 %）であり、また、図 5 の科刑状況からも、平成 7 年には移行期が終了していることがうかがわれる。したがって、改正後の科刑状況を、平成 7 年以降のグラフによって検討することとする。

図 5 の平成 7 年以降のグラフにおいて、まず、事例分布の最頻出部は、「10 万円以上（20 万円未満）」の階級に位置する。そして、この階級は、単純平均による中央値が位置する階級でもある。また、この階級を中心とする「分布の山」が、下限・上限両方向に形成されていることがわかる。ただ、上限が位置する「30 万円以上（50 万円未満）」の階級の事例数が、相対的に若干多いようにも感じられる。しかし、全体的に見るならば、器物損壊における改正後の法定刑については、比較的適切な上限が設定されていると判断することが可能である。（ただし、科料および低額域の罰金の問題性については、(2)②(b)を参照。以下の罪についても同様）。

② 脅迫

次に、同じく中額群に属する罪のうち、脅迫（刑法 222 条）について検討する。脅迫における科刑状況を、図 6 に示す⁽²⁸⁾。

(a) 法定刑引上げの必要性

脅迫の財産刑には罰金が定められており、平成 3 年改正前において、その法定刑の下限は 4 千円、上限は 10 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 52,000 円、対数座標（正規化された対数座標）で 27,064 円となる。

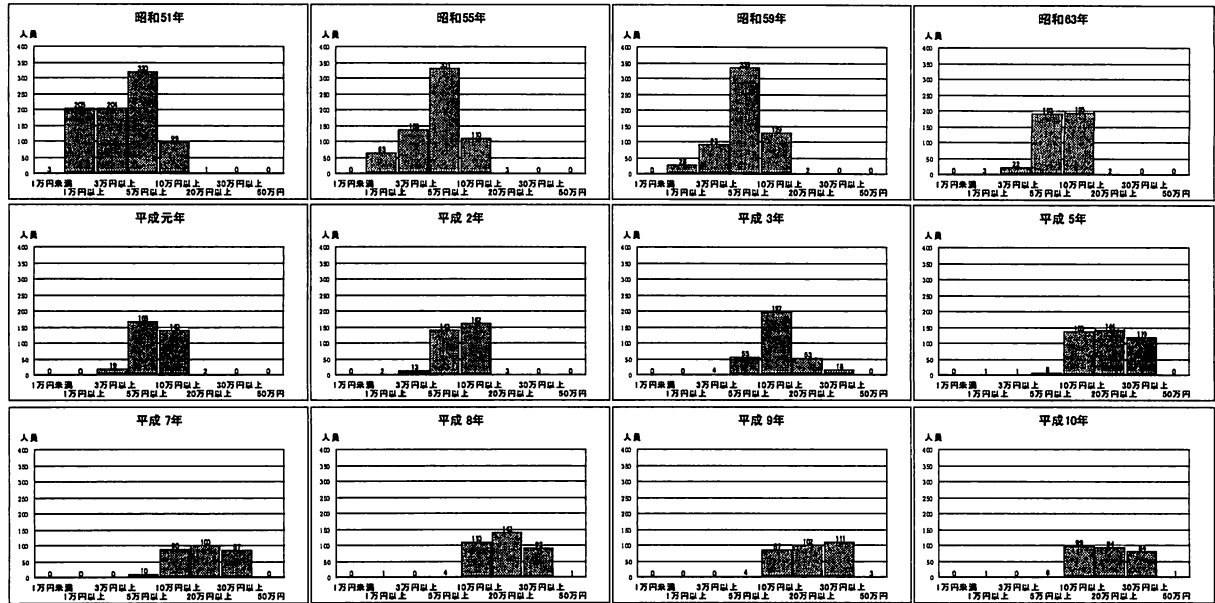
図 6 において、器物損壊における場合と異なる点は、事例分布の最頻出部が「5 万円以上（10 万円未満）」の階級へ移行する時期が早いこと、また、平成 2 年の時点において、最頻出部がすでに法定刑の上限と同じ「10 万円以上（20 万円未満）」の階級に移動していることである。このことは、事例分布の上限への偏りが器物損壊の場合に比べてより強いことを意味している。したがって、脅迫における法定刑引上げの必要性は、器物損壊の場合に比べて、より高いものと判断することができる。

(b) 法定刑引上げの妥当性

平成 3 年改正後における脅迫の罰金の法定刑は、下限が 1 万円、上限が 30 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 155,000 円、対数座標（正規化された対数座標）で 79,673 円となる。さらに、移行期に関しては、公訴時効が 3 年、審理期間については、平成 6 年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が 6 月以内のものは 92 %、1 年以内のものは 97 %（平成 3 年では、6 月以内のものが 90 %、1 年以内のものが 97 %）であり、また、図 6 の科刑状況からも、平成 7 年には移行期が終了していると考えてよいであろう。

図 6 の平成 7 年以降のグラフにおいて、器物損壊における場合と大きく異なる点は、単純平均による中央値が位置する「10 万円以上（20 万円未満）」の階級から「20 万円以上（30 万円未満）」の階級、さらには上限が位置する「30 万円以上（50 万円未満）」の階級にかけてほぼ均等に事例が分布しており、明確な最頻出部が存在せず、したがって、上限域にも相対的に多くの事例が存在することである。このことは、脅迫における改正後の法定刑については、上限域に関して適切な法定刑枠が設定されていない、すなわち、量刑実務の要求に対して低すぎる上限が設定されていることを示すものである。

図 6 脅迫における財産刑（罰金）の科刑状況



(4) 高額群における科刑状況の変化

① 業務上過失往来危険

高額群に属する罪、すなわち罰金の多額が 50 万円（改正前 20 万円）の罪のうち、まず、業務上過失往来危険（刑法 129 条 2 項）について検討する。業務上過失往来危険における科刑状況を、図 7 に示す。

なお、賭博（刑法 185 条）については、業務上過失往来危険とほぼ同様の科刑状況を示すので、説明を省略する。ただし、賭博の事例分布は、改正前・改正後において、業務上過失往来危険に比べて、全体的に下限方向に偏っている。

(a) 法定刑引上げの必要性

業務上過失往来危険の財産刑には罰金が定められており、平成 3 年改正前において、その法定刑の下限は 4 千円、上限は 20 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 102,000 円、対数座標（正規化された対数座標）で 51,090 円となる。

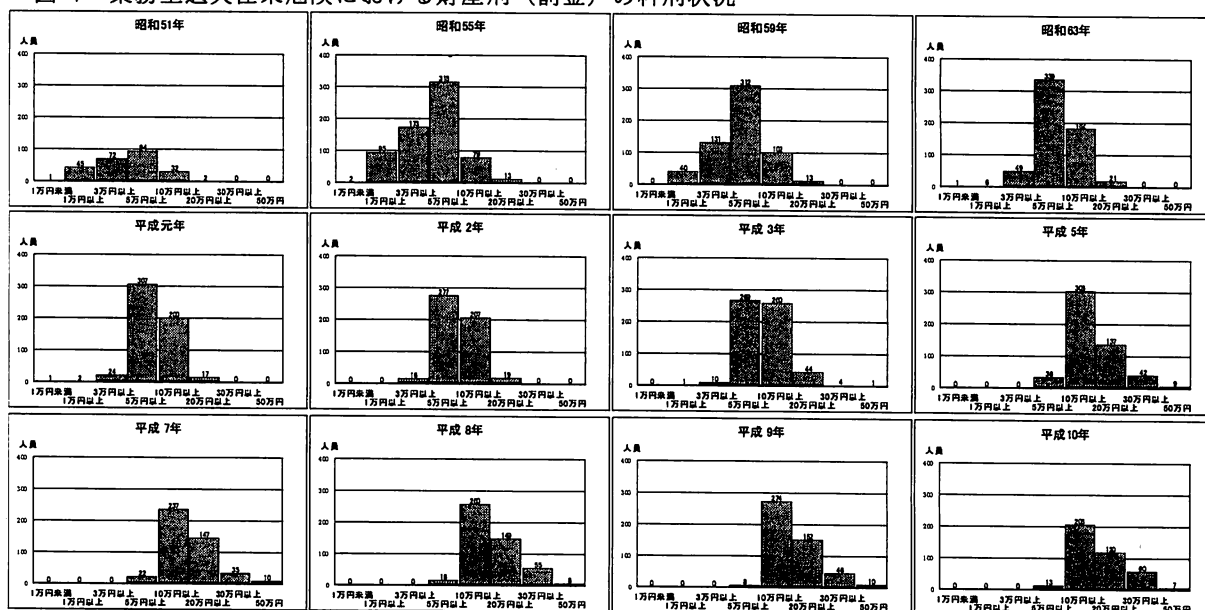
図 7 において、まず、法定刑の下限域では、「1 万円未満」の階級の事例は、昭和 50 年以降ほとんど存在せず、また、「1 万円以上（3 万円未満）」および「3 万円以上（5 万円未満）」の階級の事例数は、昭和 56 年頃から減少を続け、平成元年からは非常に少ない状態になっている。さらに、事例分布の最頻出部は、昭和 53 年から終始、対数座標における中央値と同じ「5 万円以上（10 万円未満）」の階級に位置しているが、上限域では「10 万円以上（20 万円未満）」の事例数が昭和 60 年以降増加の一途をたどっており、事例分布は全体として上限方向に移動している。一方、上限が位置する「20 万円以上（30 万円未満）」の階級の事例数は、昭和 55 年頃から改正直前の平成 2 年まで、連続して少ない状態が続いている。このように、業務上過失往来危険においては、下限域での事例の消滅、事例分布の上限への移動は認められるものの、上限域での事例の集中は認めることができない。したがって、業務上過失往来危険における法定刑引上げの必要性は、少額群および中額群のそれに比べて、かなり低いものと判断できるのである。

(b) 法定刑引上げの妥当性

平成3年改正後における業務上過失往来危険の罰金の法定刑は、下限が1万円、上限が50万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で255,000円、対数座標（正規化された対数座標）で127,724円となる。さらに、移行期に関しては、公訴時効が3年であること、また、図7の科刑状況からも、本稿で検討した罪のうち同じ公訴時効が規定されている他の罪と同様に、平成7年には移行期が終了していると考えてよいであろう。

改正後の事例分布の状況は、基本的には器物損壊の場合（3）①（b））とほぼ同様の傾向を示す。すなわち、図7の平成7年以降のグラフにおいて、事例分布の最頻出部が「10万円以上（20万円未満）」の階級に位置し、この階級から上限方向に事例分布が段階的に減少していき「分布の山」を形成している。しかし、器物損壊の場合に比べて、最頻出部より下の階級では事例数が極端に少ない（この点は、むしろ傷害の場合に類似する）。また、事例分布の最頻出部が位置する階級は、器物損壊（および傷害）の場合では単純平均による中央値と同じ階級であるのに対して、業務上過失往来危険の場合には対数座標による中央値と同じ階級である。さらに、法定刑の上限が位置する「50万円」の階級的事例数は非常に少ない。したがって、業務上過失往来危険における法定刑引上げ後の事例分布は、刑罰枠の評価座標として対数関数を採用する立場（4（1）を参照）によれば、少なくとも中央値から上限側については理論的事例分布にかなり近いものと考えることができる。その限りでは、業務上過失往来危険における改正後の法定刑については、比較的適切な上限が設定されていると判断することが可能である。

図7 業務上過失往来危険における財産刑（罰金）の科刑状況



② 業務上過失致死

次に、同じく高額群に属する罪のうち、業務上過失致死（刑法211条）について検討する。業務上過失致死における科刑状況を、図8に示す⁽²⁹⁾。

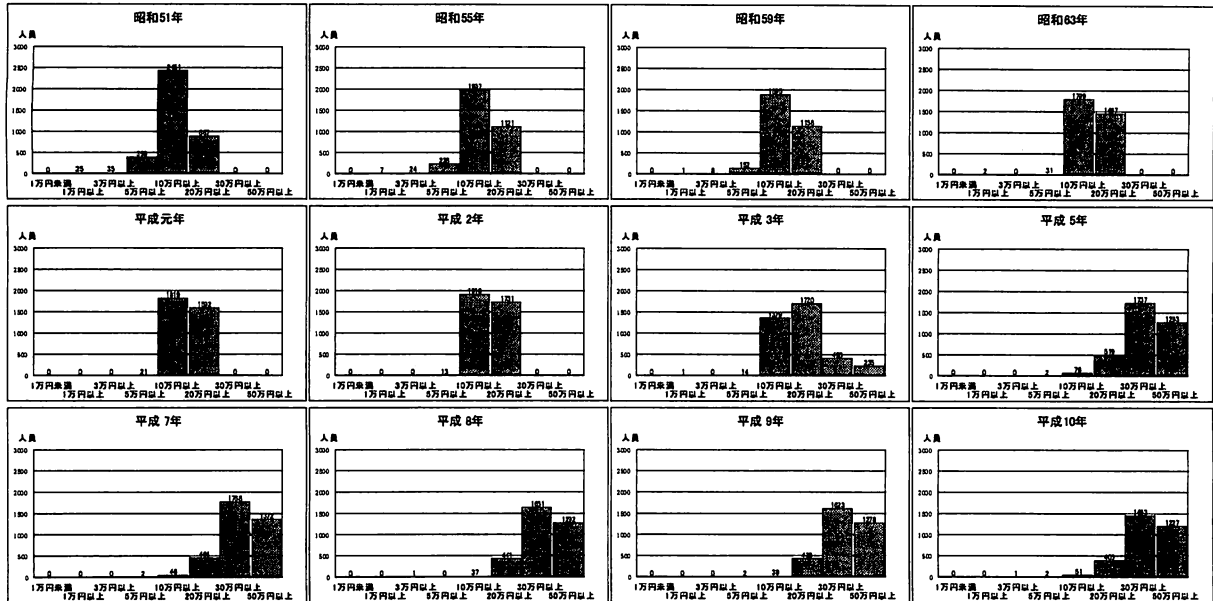
(a) 法定刑引上げの必要性

平成3年改正前における業務上過失致死の財産刑は、業務上過失往来危険のそれと同じであり、その法定刑の下限は4千円、上限は20万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で102,000円、対数座標（正規化された対数座標）で51,090円となる。

図8において、まず、法定刑の下限域では、「1万円未満」、「1万円以上（3万円未満）」および「3万円以上（5万円未満）」の各階級的事例は、昭和50年以降ほとんど存在しない。また、「5万円以上（10万円未満）」の階級的事例数は、昭和56年から減少を続け、昭和63年からは非常に少ない状態になっている。さらに、事例分布の最頻出部は、昭和50年から終始、単純平均における中央値と同じ「10万円以上（20万円未満）」の階級に位置しているが、法定刑の上限が位置する「20万円以上（30万円未満）」の事例数は、昭和50年以降相対的には増加の一途をたどっており、昭和62年以降は最頻出部に匹敵する数に至っている。

したがって、事例分布はかなりの程度で上限に近接しているであり、業務上過失致死における法定刑引上げの必要性は、業務上過失往来危険とは異なり、かなり高いものと判断できる。

図 8 業務上過失致死における財産刑（罰金）の科刑状況



(b) 法定刑引上げの妥当性

平成3年改正後における業務上過失致死の罰金の法定刑は、下限が1万円、上限が50万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で255,000円、対数座標（正規化された対数座標）で127,724円となる。さらに、移行期に関しては、公訴時効は5年であり、審理期間について、平成8年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が6月以内のものが92%、1年以内のものが98%（平成3年では、6月以内のものが91%、1年以内のものが97%）であることからすると、移行期の終了は平成9年以降である可能性がある。しかしながら、図8の科刑状況からは、現実には改正後比較的早い時期に新法定刑へ移行している様子がうかがわれる。そこで、理論的には移行期である可能性が否定できないことを留保した上で、改正後の科刑状況について、平成8年以前のデータを含めて検討することとする。

図8の平成5年以降のグラフにおいて、事例分布の最頻出部は、終始「30万円以上（50万円未満）」の階級に位置している。また、法定刑の上限が位置する「50万円以上（100万円未満）」の階級の事例数は、相当の数に上っており、平成10年には最頻出部の事例数にかなりの程度で近づいている。すなわち、改正後の事例分布は、改正後すぐの段階から、極端に上限に偏り、すでに「頭打ち現象」に近い状況にあるといえる。したがって、業務上過失致死における改正後の法定刑については、量刑実務の要求に対して低すぎる上限が設定されていると判断することができるのである。

(5) 超高額群における科刑状況の変化

① 猥褻文書頒布等

超高額群に属する罪、すなわち罰金の多額が50万円（改正前20万円）を超える罪のうち、まず、猥褻文書頒布等（刑法175条）について検討する。猥褻文書頒布等における科刑状況を、図9に示す。

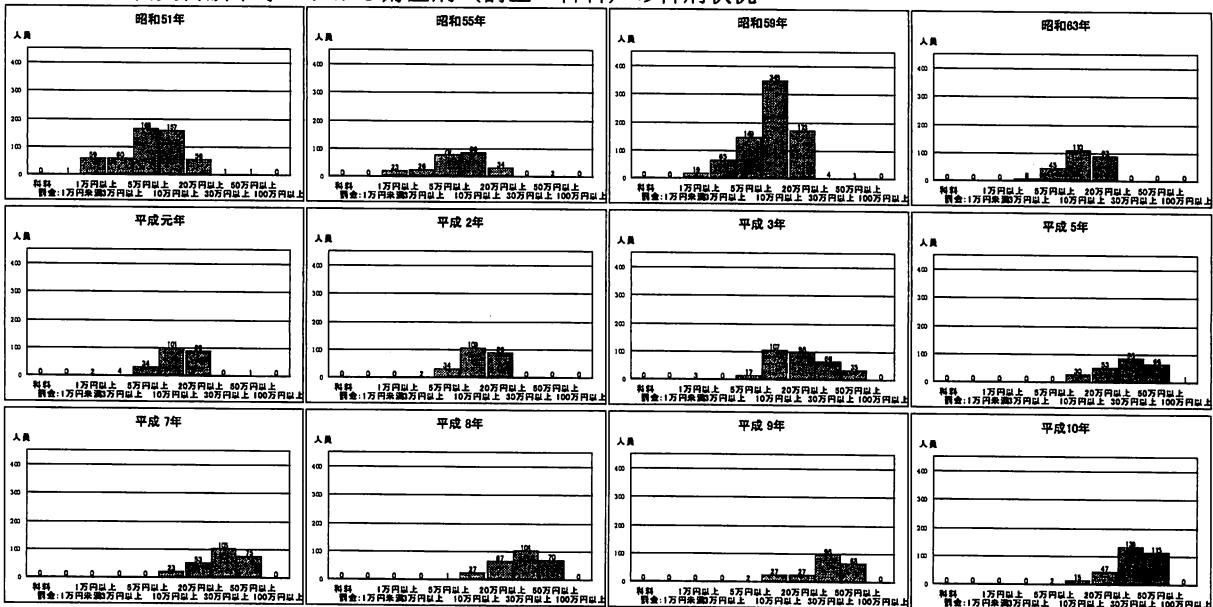
(a) 法定刑引上げの必要性

猥褻文書頒布等の財産刑には罰金および科料が定められており、平成3年改正前における財産刑全体を通した法定刑の下限は20円（「科料」の階級に含まれる）、上限は100万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で500,010円、対数座標（正規化された対数座標）で240,268円となる。

図9において、まず、法定刑の下限域では、「科料」および「1万円未満」の階級の事例は、昭和50年以降ほとんど存在しない。また、「1万円以上（3万円未満）」および「3万円以上（5万円未満）」の階級の事例数は、昭和50年から相対的に減少を続け、昭和62年以降はわずかな数となっている。そして、事例分布

の最頻出部は、昭和 53 年頃までは「5 万円以上（10 万円未満）」の階級に位置していたが、昭和 56 年以降は「10 万円以上（20 万円未満）」の階級に移っている。この限りでは、下限域での事例の消滅、および、事例分布の上限への移動は認められる。しかしながら、昭和 61 年から平成 2 年までの期間において、事例分布の最頻出部は「10 万円以上（20 万円未満）」の階級から移動しておらず、事例分布の上限方向への移動は見られない。そして、この最頻出部が位置する階級は、単純平均および対数座標による中央値よりも下の階級である。また、「30 万円以上（50 万円未満）」から上限が位置する「100 万円以上」までの各階級の事例は、ほとんど存在しない。このように、猥褻文書頒布等においては、法定刑枠の中央値から下限側の領域で科刑がなされているのであり、法定刑の上限側にはまだ余裕があることがわかる。したがって、猥褻文書頒布等における法定刑引上げの必要性は、認められないものと判断することができる。

図 9 猥褻文書頒布等における財産刑（罰金・科料）の科刑状況



(b) 法定刑引上げの妥当性

平成 3 年改正後における猥褻文書頒布等の財産刑全体（罰金および科料）を通した法定刑の下限は千円（「科料」の階級に含まれる）、上限は 250 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 1,250,500 円、対数座標（正規化された対数座標）で 601,392 円となる。さらに、移行期に関しては、公訴時効は 3 年、審理期間については、平成 6 年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が 6 月以内のものは 97 %、1 年以内のものは 100 %（平成 3 年では、6 月以内のものが 96 %、1 年以内のものが 100 %）であり、また、図 9 の科刑状況からも、平成 7 年には移行期が終了していると考えてよいであろう。

図 9 の平成 7 年以降のグラフにおいて、まず、事例分布の最頻出部は、「30 万円以上（50 万円未満）」の階級に位置している。そして、この階級は、単純平均および対数座標による中央値よりも下の階級である。また、この階級を中心に「分布の山」が形成されているが、「100 万円以上」の階級には事例が存在しない。したがって、改正後においても中央値から下限側の領域で科刑が行われているのであり、猥褻文書頒布等における改正後の法定刑については、必要以上に高い上限が設定されていると判断することができる。

② 贈賄

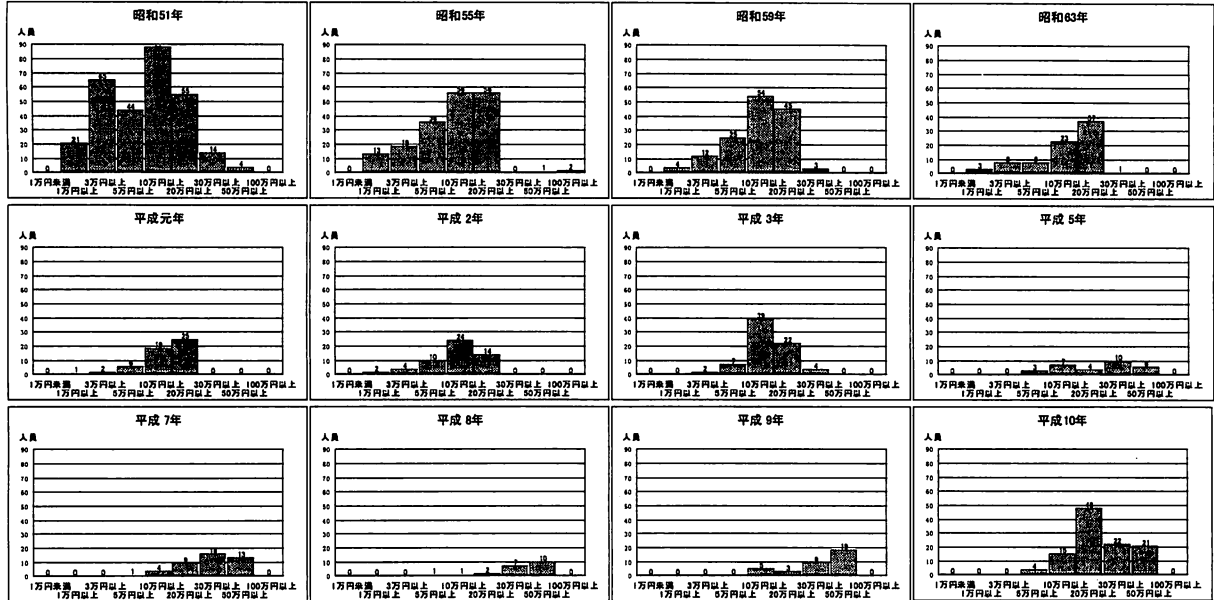
次に、超高額群に属する罪のうち、贈賄（刑法 198 条）について検討する。贈賄における科刑状況を、図 10 に示す⁽³⁰⁾。

(a) 法定刑引上げの必要性

贈賄の財産刑には罰金が定められており、平成 3 年改正前において、その法定刑の下限は 4 千円、上限は 100 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 502,000 円、対数座標（正規化された対数座標）で 243,292 円となる。

図 10 に示すとおり、贈賄における科刑状況は、昭和 62 年から平成元年にかけて一時的に最頻出部が「20 万円以上（30 万円未満）」の階級に移動して事例分布が上限側に偏ったこと以外は、猥褻文書頒布等の場合とほぼ同様の科刑状況を示す。したがって、贈賄においても、猥褻文書頒布等と同様に、法定刑引上げの必要性は認められないものと判断できる。

図 10 贈賄における財産刑（罰金）の科刑状況



(b) 法定刑引上げの妥当性

平成 3 年改正後における贈賄の罰金の法定刑は、下限が 1 万円、上限が 250 万円である。また、この法定刑枠の中央値は、単純平均で 1,255,000 円、対数座標（正規化された対数座標）で 608,230 円となる。さらに、移行期に関して、公訴時効は 3 年であるが、審理期間については、平成 6 年の第一審（地裁および簡裁）において審理期間が 6 月以内のものは 62 %、1 年以内のものは 93 %（平成 3 年では、6 月以内のものが 66 %、1 年以内のものが 84 %）であり、本稿で検討した他の罪に比べて審理期間は長い傾向にある。したがって、それにともない移行期間も長くなる可能性がある。

それが影響しているのであろうか、図 10 をみると、平成 7 年から 9 年の科刑状況と平成 10 年のそれとでは、かなり様相を異にしている。しかしながら、いずれの年においても、事例分布における最も上の階級は「50 万円以上（100 万円未満）」の階級であり、「100 万円以上」の階級に属する事例は存在しない。したがって、贈賄における改正後の法定刑についても、猥褻文書頒布等の場合と同様に、必要以上に高い上限が設定されていると判断することができるのである。

(6) 起訴猶予率と科刑状況との関係

平成 3 年の罰金額等の引上げに関する科刑状況の検討の最後として、起訴猶予率との関係を確認しておく必要がある。起訴猶予は様々な事情を考慮して行われる⁽³¹⁾が、起訴猶予の可否に関する重要な要件の一つとして犯罪の軽重が考えられる。このため、起訴猶予が認められ易い類型としては、「軽微な事件」を挙げることができる。一方、起訴猶予を受ければ、その事件は裁判を受けることがなく、当然ながら刑を宣告されることもない。したがって、何らかの理由で起訴猶予率が増加すれば、科刑データに計上される事例数はそれだけ減少する。ところが、その多くは軽微な事件であるために、事例数の減少は、特に下限域において顕著に現れることになる。すなわち、起訴猶予率の変化は、下限域において特に大きな影響を与えるのである。

そこで、本稿において検討の対象としたすべての罪について、起訴猶予率（および起訴率）の推移を調べた⁽³²⁾。その一例として、業務上過失致死における推移を図 11 に、また、猥褻文書頒布等における推移を図 12 に示す。その結果、ほとんどの罪においては、若干の変動がみられるものも存在するが、概して起訴猶予率・起訴率の変化は少なく、科刑状況に大きな影響を与えたとと思われるような状況は見られなかった。

図 11 業務上過失致死における起訴猶予率・起訴率

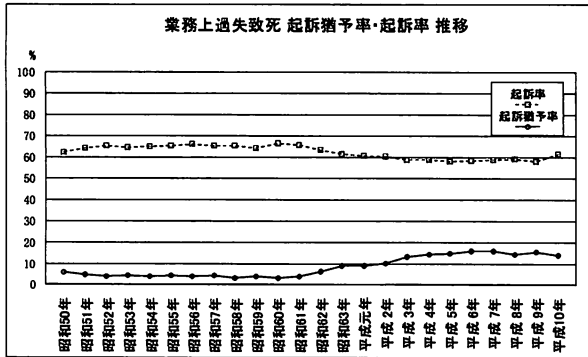
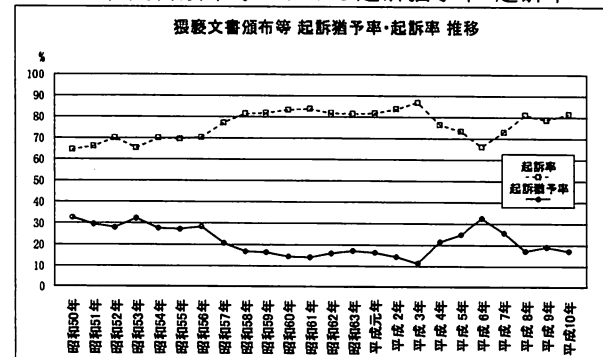


図 12 猥褻文書頒布等における起訴猶予率・起訴率



ところが、業務上過失傷害（刑法 211 条前段）においては、起訴猶予率・起訴率について無視できない変化が確認された。業務上過失傷害において、図 13 に示すとおり、昭和 61 年から、起訴猶予率は急激に上昇し、起訴率は急激に低下している（なお、グラフからは、明らかに作為的なもの、すなわち、起訴猶予・起訴に関する検察の方針変更がうかがわれる）。したがって、前述のとおり、事例分布における下限域での事例数は、起訴猶予率の変化（上昇）を受けて必ずと減少するはずである。

図 13 業務上過失傷害における起訴猶予率・起訴率

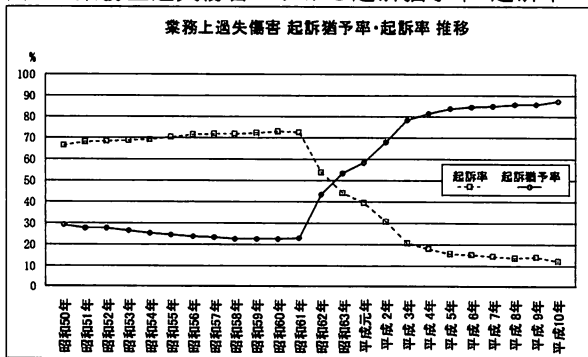


図 14 重過失傷害における起訴猶予率・起訴率

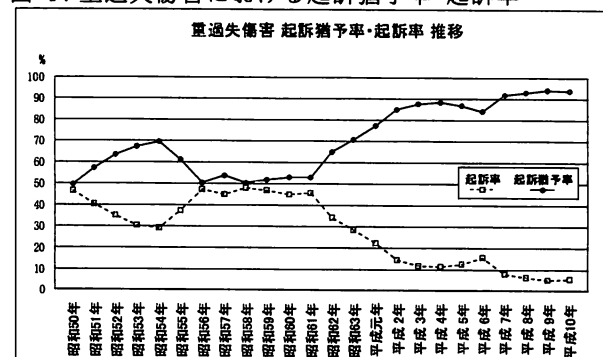
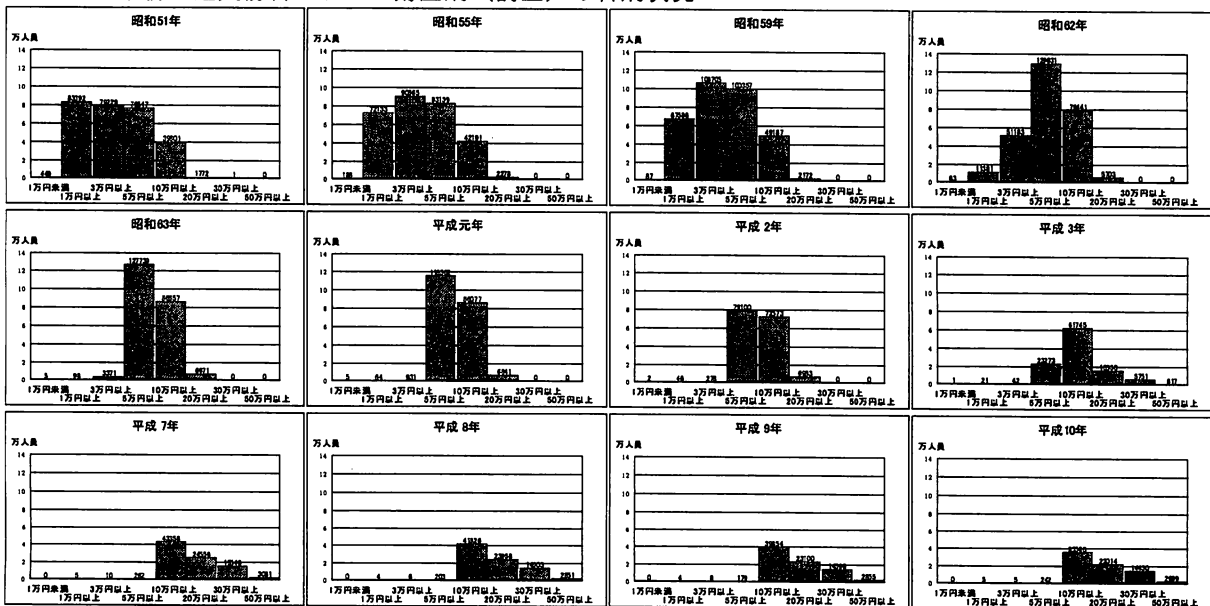


図 15 業務上過失傷害における財産刑（罰金）の科刑状況



このことを、業務上過失傷害における科刑状況を表すグラフによって確認しよう。図 15 に示すとおり、

業務上過失傷害においては、昭和 62 年頃から「3 万円以上（5 万円未満）」およびそれより下の階級における事例数が急激に減少する様子が認められる。この現象は、一見、事例分布が上限側に移動したために生じたように見受けられる。しかし、仮に、図 15 において「3 万円以上（5 万円未満）」から下の階級の事例をそっくりそのまま除いてしまい、「5 万円以上（10 万円未満）」から上の階級だけに着目して科刑状況の変化を見るのであれば、昭和 50 年から平成 2 年までの期間で事例分布は見かけほど大きくは変化していないことがわかるであろう。したがって、業務上過失傷害における昭和 62 年頃からの科刑状況の変化は、起訴猶予率の増加が大きく影響して生じたものであり、今までに検討してきたような意味での「事例分布の上限方向への移動」とは異なるものであると判断すべきなのである。なお、同様の状況は、重過失傷害においても見られる（重過失傷害の起訴猶予率・起訴率については、図 14 を参照）。

5 若干の考察

以上で検討したように、平成 3 年の罰金額等の改正において、法定刑引上げの必要性については、低額群に属する罪では明らかにその必要性を認めることができるが、中額群、高額群と罰金の多額が上がるにしたがって引上げの必要性は低くなり、超高額群に属する罪に至っては引上げの必要性を認めることは困難である。また、法定刑引上げの妥当性については、少額群では現実の量刑実務に対して低すぎる上限が設定されているが、中額群、高額群と進むにつれてこの傾向は減少し、超高額群になると逆に現実の量刑実務に対しては高すぎる上限が設定されていると判断することができる。

法定刑引上げの妥当性に関しては、次のように考察することが可能であろう。すなわち、平成 3 年の罰金額等の改正においては、前回の改正（昭和 47 年）以降の経済事情の変動にあわせて原則 2.5 倍のほぼ一律の引上げ率が適用された。しかしながら、これに対して、現実の量刑実務において必要とされた引上げ幅は、罰金額の多寡によって異なる引上げ率を、つまり、低額の領域では高い引上げ率を、高額になるにしたがって低い引上げ率を要求していたのである。確かに、平成 3 年の改正では、原則 2.5 倍としながらも、旧法定刑における罰金多額が「1 万円」の罪については 10 倍の引上げ、同じく「2 万円の」と「4 万円」のものについては 5 倍、同じく「6 万円」のものについては約 3.3 倍、同じく「10 万円」のものについては 3 倍というように、罰金多額が低額になるほど引上げ率が高くなるように傾斜をつけている。問題は、この考え方を対象となる罪の全体に適用しなかったこと、および、適用した引上げ率である。本稿の検討によれば、高額群においてほぼ適当な上限が設定されていることがわかる。したがって、経済事情の変動に対応した 2.5 倍の引上げ率は高額群に属する罪に対して適用し、他の罪に対しては、罰金多額が低くなるにしたがって高い引上げ率を、罰金多額が高くなるにしたがって低い引上げ率を適用すべきであったように思われる。また、改正後においては、科料および 5 万円未満の事例はほとんど存在せず、これらの金額による刑は現実には機能していないことがわかる。したがって、科料および罰金の寡額についても、再検討する必要がある。

次に、業務上過失致死について、若干検討を加えておく。業務上過失致死は、高額群に属しながらも、改正時点において法定刑引上げの必要性は高く、また、引上げ後の法定刑においても早い時点から事例分布の上限への接近が認められ、引上げ幅は充分ではなかったと判断できる。これに対して、業務上過失致死と同じ条文上で同じ法定刑が定められている業務上過失傷害については、改正前においては業務上過失致死ほど事例分布の上限への偏りは認められず、また、改正後においても、対数座標における中央値が位置する階級を事例分布の最頻出部として、上限方向に漸次減少する分布を形成しており、理論的事例分布に近い分布を形成している（図 15 参照）。このような相違は、刑法 211 条の法定刑は、傷害（致傷）について考える場合には適切であるが、致死について考える場合には（法定刑が同じであるため）低すぎると量刑実務に受け止められているためと考えられる。致死と傷害（致傷）について同一の法定刑が規定されていることの問題は以前から指摘されているが、科刑状況の検討からもあらためてその問題点を指摘できるのである。

最後に、本稿では、平成 3 年の罰金額等の改正について、2 で述べた法定刑引上げの二つのタイプのうち、現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる場合（2 (1)）として検討をすすめてきた。しかしながら、上で述べたように、超高額群に属する罪については、改正前において法定刑引上げの必要性は認められない。それにもかかわらず、法定刑引上げによって、これらの罪の事例分布は、最頻出部を「10 万円以上（20 万円未満）」の階級から「30 万円以上（50 万円未満）」あるいは「20 万円以上（30 万円未満）」の階級とする分布に移り、高額の方へ移動しているのである。したがって、これらの罪に関する限り、改正に関する立法当局の説明にもかかわらず、法定刑引上げの形態は、現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる場合

(2(1))ではなく、法定刑の変更によって現実の科刑状況を変えようとする場合(2(2))に該当するものと考えられる。そのような視点で見た場合、まず、量刑実務は法改正によって意図された方向にとりあえずは動いたものと捉えることができる。しかしながら、改正後の事例分布は、最頻出部が中央値を下回るなど、改正後の法定刑枠の中でかなり下限側に形成されていることがわかる。仮に、改正によって新たに設定された法定刑に「忠実」にしたがうとするのであれば、平成7年以降の事例分布はもっと高額側に形成されなければならない。この意味では、量刑実務は、法改正によって意図された「程度」には動いていないのである。

ここでは、量刑実務と実定法(それによって規定される法定刑)、換言すれば、司法と立法との関係が問題になるのである。量刑実務を重視する立場に立てば、法定刑引上げの必要性が存在しない、すなわち、改正前の法定刑の範囲内である程度適切な量刑がなされている場合には、たとえ法定刑の引上げがなされたとしても、それが旧法定刑における事例分布を認めるような範囲を設定しているのであれば、量刑実務は法定刑引上げとは関係なく従来通りの量刑を行えばよい。一方、実定法を重視する立場に立てば、実定法によって新たな法定刑が設定された以上、量刑実務は、あくまでもその新しい法定刑を前提として、その中で適切な事例分布(理論的事例分布に近い分布)が形成されるように、量刑を行うべきである。しかし、前者の立場を徹底することは、法定刑を通した立法の裁判実務に対する規制機能を無にすることになり、罪刑法定主義の趣旨にも反することになる。また、後者の立場に立てば、特に我が国のように立法による手当が遅れがちな国においては、状況の変化に対する量刑の弾力的な運用ができず、適切な量刑が不可能になる危険性がある。したがって、両者の考え方を適当に取り込んでいくというのが、現実的な選択であろう。要は、そのバランスである。分業的共同作業⁽³⁾の中身を具体的にどのように定めるのかが、重要なのである。本稿ではこれ以上詳しい検討はできないが、量刑における重要な論点として、その問題点を指摘しておきたい。

<注>

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)が、平成13年6月20日に公布、平成14年6月1日に一部を除いて施行され、罰則の引上げ等がなされた。この改正により、例えば、救護義務違反が「3年以下の懲役又は20万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」へ、酒酔い運転が「2年以下の懲役又は10万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」へ、酒気帯び運転が「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」へ、無免許運転が「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」へ引き上げられた。なお、本改正の概要については、安部久晃・岡素彦・稲盛久人『『道路交通法の一部を改正する法律』の概要について』捜査研究50巻9号(2001年)9頁以下、小田部耕治「道路交通法の一部を改正する法律及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」ジュリスト1210号(2001年)96頁以下、また、本改正のうち罰則の強化については、福田守雄「道路交通法の一部を改正する法律について(3)」警察学論集54巻11号(2001年)83頁以下など参照。
- (2) 刑法の一部を改正する法律(平成13年法律第138号)が、平成13年12月5日に公布、同年12月25日に施行され、危険運転致死傷罪が新設された。危険運転致死傷罪の新設により、飲酒等により正常な運転ができない状態による自動車運転等、一定の「危険運転行為」によって人を死傷させた場合、致傷の場合で上限が5年から10年へ、致死の場合で5年から15年へと、法定刑が引上げられた。なお、危険運転致死傷罪の概要については、山田利行『『刑法の一部を改正する法律』及び『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』について』研修643号(2002年)61頁以下、山田利行・長瀬敬昭『『刑法の一部を改正する法律』及び『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』について』法律のひろば55巻2号(2002年)56頁以下、井上宏「自動車運転による死傷事犯に対する罰則の整備(刑法の一部改正)等について」ジュリスト1216号(2002年)36頁以下、同「刑法の一部を改正する法律等について—危険運転致死傷罪の新設等」現代刑事法4巻4号(2002年)91頁以下など参照。
- (3) 長井圓「道路交通犯罪と過失犯—自動車危険運転致死傷罪への疑問」現代刑事法4巻6号(2002年)35頁参照。
- (4) 罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律(平成3年法律第31号)が、平成3年4月17日に公布、同年5月7日から施行され、刑法に規定されている罰金・科料を中心に法定刑の引上げがなされた。詳細については、後述(3(1),(2))する。
- (5) なお、本文前述の平成13年の道路交通法改正による罰則の引上げおよび危険運転致死傷罪については、平成3年の罰金額等の引上げと同様に、重大な関心が寄せられる。しかし、施行後あまり時間が過ぎておらず、そのため引上げ後の統計データが充分でないと考えられるため、これらに関する検討は条件が整う他日を期したいと思う。
- (6) 量刑においては、法律上の加重・減軽事由あるいは裁判上の減軽事由(酌量減軽)がある場合には、法定刑の上限・

- 下限が上方（加重の場合）あるいは下方（減輕の場合）に修正される。このように修正された刑罰枠を、処断刑という。そして、具体的な刑罰は、この処断刑の範囲において決定され、言い渡される。
- (7) 池田茂穂「我が国における財産刑運用の実情と問題点について」法務総合研究所研究部紀要 32 号（1989 年）25 頁参照。
- (8) この類型については、小島透「量刑の評価過程と数量的構造（3・完）－量刑における数学モデルの検討を中心として」名古屋大学法政論集 170 号（1997 年）29 頁以下において詳細に検討しているので、参照されたい。
- (9) なお、池田・前掲註(7) 13 頁以下では、平成 3 年の罰金額等の引上げより前の時期におけるわが国の財産刑の科刑状況について、低額罰金刑の消滅、財産刑運用幅の変更、頭打ち現象（上限接近化）の三つ基準を設定して、法定刑引上げの必要性を検討している。
- (10) 川崎一夫『体系的量刑論』（1991 年）16 頁以下。
- (11) 刑法における罰金・科料の額の改正については、青木正良「罰金額の変遷」立教法学 49 号（1998 年）152 頁以下参照。
- (12) 東條伸一郎・角田正紀「罰金刑の見直しについて（上）」判例タイムス 668 号（1988 年）50 頁以下。
- (13) 東條・角田・前掲註(12) 55 頁。
- (14) 昭和 47 年改正以降の罰金・科料の運用の問題点については、河村博「罰金刑について」研修 479 号（1988 年）38 頁以下、尾崎道明「罰金刑について－その 2」研修 480 号（1988 年）72 頁以下；東條・角田・前掲註(12) 48 頁以下、同「罰金刑の見直しについて（下）」判例タイムス 671 号（1988 年）31 頁以下、池田・前掲註(7) 1 頁以下、同「我が国における罰金刑運用の実情と問題点」時の法令 1356 号（1989 年）30 頁以下など参照。
- (15) 角田正紀「『罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案』について」研修 517 号（1991 年）59 頁。
- (16) 角田正紀「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律について」ジュリスト 982 号（1991 年）73 頁以下、同「罰金刑の見直し－罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律（平 3・4・17 公布 法律第 31 号）」時の法令 1408 号（1991 年）6 頁以下、小島吉晴「罰金額の引上げのための刑法等の一部改正」法律のひろば 44 巻 9 号（1991 年）16 頁以下など参照。
- (17) 検討を進めるにしたがい、平成 3 年の改正による法定刑引上げのすべてが、必ずしも「現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる場合」だけではないことがわかる。これについては、後述（5）する。
- (18) 本稿で用いたデータは、『司法統計年報 2 刑事編』に掲載された表のうち、「通常第一審事件の終局総人員－罪名、男女・法人別終局区分別－全地方裁判所」（36-1 表、平成 9,10 年では 34-1 表）、「通常第一審事件の有罪（罰金）人員－罪名別罰金額区分別－全地方裁判所」（36-4 表、平成 9,10 年では 34-4 表）、「通常第一審事件の終局総人員－罪名、男女・法人別終局区分別－全簡易裁判所」（36-5 表、平成 9,10 年では 34-5 表）、「通常第一審事件の有罪（罰金）人員－罪名別罰金額区分別－全簡易裁判所」（36-7 表、平成 9,10 年では 34-7 表）、「略式及び即決事件の終局総人員－罪名別終局区分（科刑、その他）別－全簡易裁判所」（37 表、平成 9,10 年では 35 表）による。
- (19) 調査期間の始期については、昭和 47 年の罰金額等の改正による量刑の移行期、すなわち旧法定刑による事件と新法定刑による事件とが混在する期間を考慮して、昭和 50 年とした。また、司法統計年報に掲載されるデータの罪名別の分類方法が、平成 11 年から、それまでの「傷害」、「傷害致死」、「暴行」等の個々の罪名ごとの細かい分類から、「傷害の罪」、「過失傷害の罪」のように章を中心とした大きな分類に変更された。このため、平成 11 年以降の司法統計年報からはそれまでのように個々の罪名ごとのデータが抽出できなくなったため、調査期間の終期を平成 10 年とした。
- (20) なお、グラフの階級は、基本的に司法統計年報の金額区分にしたがったが、一部については変更を加えた。まず、通常第一審における有罪人員表の階級は、地方裁判所、簡易裁判所ともに、…「1 万円以上」、「2 万円以上」、「3 万円以上」…とされているが、略式手続における総人員表の階級は、…「1 万円以上」、「3 万円以上」…とされており、略式手続においては「2 万円以上」の階級が存在しない。このため、通常第一審における階級を略式手続における階級に合わせることにし、「2 万円以上」の階級の人員数を「1 万円以上」の階級に合算して処理を行った。また、平成 2 年以前の司法統計年報においては、略式手続における階級は、最下位が「4 千円未満」、それに続いて「4 千円以上」、「5 千円以上」、「1 万円以上」…となっており、通常第一審における階級（最下位が「1 万円未満」、それに続いて「1 万円以上」…）とは異なっている。したがって、ここでは略式手続における階級を通常第一審における階級に合わせ、「4 千円未満」、「4 千円以上」、「5 千円以上」の各階級の人員数をすべて「1 万円未満」の階級に合算して処理を行った。さらに、平成 2 年以前の略式手続における最上位の階級は「20 万円」、平成 3 年以後の略式手続における最上位の階級は「50 万円」であるが、通常第一審における階級に合わせて、それぞれ「20 万円以上」、「50 万円以上」の階級に属するものとして処理を行った（ただし、通常第一審の人員数が計上されておらず、略式手続のみ人員数が計上される場合

には、略式手続の階級すなわち「20万円」あるいは「50万円」をそのまま用いた)。また、科料に関しては、すべて「科料」として一つの階級に計上した。なお、階級値の取り方によって、事例分布は異なる形状をとりうる。本稿の検討においては、司法統計年報のデータを使用することによる制約から以上のような階級値を用いることとしたが、このような階級値の設定が必ずしも最適な階級値の取り方を意味するものではない。しかしながら、以上のような階級値によっても本稿の検討において必要とされるおおよその科刑状況は把握できるものと考え、検討をすすめることとした。

- (21) なお、現実の量刑では、各本条に規定された法定刑をもとに加重減軽が行われる(処断刑の形成)ことがあり、その場合には、法定刑の下限より下、あるいは、上限より上の領域に事例が存在することがある。ただ、その場合でも、法定刑の下限および上限が事例の分布状況を把握するための指標として機能することに、かわりはない。
- (22) Karl Haag, *Rationale Strafzumessung, Ein entscheidungstheoretisches Modell der strafrichterlichen Entscheidung*, 1970, S. 62-65.
また、松宮崇・徳山孝之・岩井宜子「量刑の数量化に関する基礎的研究—自動車事故事件について」法務総合研究所研究部紀要14号(1971年)33頁も、対数関数の採用の可能性を示唆している。
- (23) Haag, *Anm.*22, S. 74.
- (24) 小島・前掲註(8)28頁。なお、対数関数を用いた刑罰枠の評価座標については、小島・前掲註(8)17頁以下において詳細に検討しているので、参照されたい。
- (25) この分類については、池田・前掲註(7)13頁以下を参考にした。
- (26) 審理期間については、『司法統計年報2 刑事編』に掲載された表のうち、「通常第一審事件の終局総人員—罪名別審理期間(受理の日から終局まで)及び自白の程度別—全地方裁判所」(31-4表、平成9,10年では29-4表)、「通常第一審事件の終局総人員—罪名別審理期間(受理の日から終局まで)及び自白の程度別—全簡易裁判所」(31-5表、平成9,10年では29-5表)による。
- (27) 本文中で述べた罪の他に、低額群に属するものとしては、自己所有建造物等以外放火(110条2項、条文は刑法:以下同じ)、瓦斯等漏出(118条1項)、礼拝所不敬(188条1項)、傷害助勢(206条)(以上、新法定刑における罰金多額は10万円)、封印破棄(96条)、証拠隠滅(104条)、証人威迫(105条の2)、過失建造物等以外浸害(122条)、水利妨害(123条)、往来妨害(124条1項)、不実記載免状等行使(158条1項)(以上、新法定刑における罰金多額は20万円)が、司法統計年報に掲載されている。しかし、いずれも事例数が非常に少ない(数年に人員数1程度)ため、検討対象から除外した。
- (28) 本文中で述べた罪の他に、中額群に属するものとしては、虚偽診断書行使(161条1項)、兇器準備集合(208条の2(平成13年の改正により208条の3))、過失傷害(209条)が、司法統計年報に掲載されている。しかし、虚偽診断書行使および過失傷害については、検討対象期間を通じて事例数が少ない(人員数が年に1桁あるいは0)ため、また、兇器準備集合については、検討期間の後半に事例数が極端に減少する(昭和60年以降、多い年で人員数30程度、少ない年で1桁)ために、検討対象から除外した。
- (29) 本文中で述べた罪の他に、高額群に属するものとしては、強制執行妨害(96条の2)、建造物等失火(116条1項)、自己所有非現住建造物等失火(116条2項)、公正証書原本不実記載(157条1項前段)、不実記載公正証書原本行使(158条1項)、電磁的公正証書原本不実記録(157条1項後段)、不実記録電磁的公正証書原本供用(158条1項)、過失致死(210条)、業務上過失傷害(刑法211条前段)、重過失傷害・致死(刑法211条後段)、名誉毀損(230条1項)、信用毀損業務妨害(233条)、威力業務妨害(234条)、背任(247条)、境界損壊(境界毀損)(262条の2)が、司法統計年報に掲載されている。このうち、業務上過失傷害および重過失傷害については後述(4(6))する。また、その他の罪については、前掲註(28)と同様の理由、すなわち事例数が少ないために、検討対象から除外した。
- (30) 本文中で述べた罪の他に、超高額群に属するものとしては、電子計算機損壊等業務妨害(234条の2)(新法定刑における罰金多額は100万円)、業務上失火・重過失失火(117条の2)、富くじ発売(187条1項)(以上、新法定刑における罰金多額は150万円)、競売入札妨害(96条の3第1項)、談合行為(96条の3第2項)(以上、新法定刑における罰金多額は250万円)が司法統計年報に掲載されているが、前掲註(28)と同様の理由により検討対象から除外した。
- (31) 刑事訴訟法248条は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」と規定する。
- (32) 起訴猶予率は、 $((起訴猶予人員)/(起訴人員+起訴猶予人員)) \times 100$ により、起訴率は、 $((起訴人員)/(起訴人員+不起訴人員)) \times 100$ により算出した(『犯罪白書(平成14年版)』凡例1頁などを参照)。また、算出に用いたデータは、『検察統計年報』に掲載された表のうち、「罪名別 被擬事件の既済及び未済の人員」(8表)および「最高検、高検及び地検管内別 自動車等による業務上(重)過失致死傷被擬事件の受理、既済及び未済の人員」(9表)による。
- (33) 川崎・前掲註(10)16頁以下参照。

Sentencing and Raising of the Limits of the Sentence Defined in the Penalty Rule

— Investigation of Transitions of the Sentencing Situation Observed from
the Statistics Data in "Amendment of Fine (1991)" —

Toru KOJIMA

Department of Applied Chemistry, Faculty of Engineering,

Okayama University of Science

Ridai-cho 1-1, Okayama 700-0005, Japan

(Received November 7, 2003)

It is a very important problem on a criminal policy how the limits of the sentence defined in the penalty rule should be set up. Especially about raising of the limits, the big argument which sometimes involved in the whole society is caused.

In order to discuss the necessity for the raising, it is not rare to use the statistics data showing the distribution situation of the sentence in actual trials, either. However, the investigation using such statistics data can hardly (even if few, it is officially) be seen, once amendment of the penalty rule for the raising is performed.

So, in this paper, amendment of the amount of fine performed in Japan in 1991 is set as the object of investigation. And while reexamining the necessity for the raising, it verifies using statistics data about the raising having had what kind of influence on the sentencing situation, and the raising being made appropriately.